第２回御船町議会定例会（９月会議）会議録

（第２号）

令和７年９月 12 日（金）

○11番（福永　啓君）　一般質問を行います。

キッズドリーム運動公園プロジェクトにつきましては、大変大きな事業計画であるにもかかわらず、まだ広く町民の間に理解が広まっているとまでは言えません。以前も申し上げましたが、協働の手法を用いてキッズドリーム運動公園プロジェクトを進めるということは、どれだけ多くの町民の方々に、この施設が私たちの思いがかなって造られた施設だよねと感じていただけるかどうかが重要な鍵となります。

キッズドリーム運動公園プロジェクトにおける今後の進め方、どのような形で町民が主体的にかかわっていくのか、お聞きいたします。また、大変重要な防災機能について、どのような機能を持たせる計画かなども併せてお聞きいたします。

個別の質問につきましては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君）　福永議員の１、キッズドリーム運動公園計画における防災機能と協働の手法についてお答えいたします。

キッズドリーム運動公園プロジェクトは、スポーツ環境、健康増進、子育て支援の３つを軸に複合機能を加えることで、わくわくする御船町を体現させ、災害時には防災機能を兼ね備えた複合拠点の整備を推進する事業であります。

防災機能については、フェーズフリーの防災拠点となるよう備えることとしております。具体的な機能についてはこれから議論を深めていくこととしておりますので、皆様からの御意見をいただきながら計画に反映してまいります。

協働の手法については、若い世代を中心としたアンケート調査や各種関係団体との意見聴取などを行い、町が導入したい施設機能などの選定に反映してまいりました。今年度は

関係団体や町民公募の委員による構想策定委員会を設置するとともに、民間提案の内容も踏まえた町民参加型のワークショップの開催を計画しています。

こうした協働の取組を進めながら、全ての町民が未来に向かってわくわくできる創造的なまちづくりの拠点となるよう、事業に取り組んでまいります。

その他個別質問について、担当課長から答弁させます。

○11番（福永　啓君）　まず、キッズドリーム運動公園プロジェクトの全体像についてお伺いします。どのようなものを計画しているのか。計画の全体像について詳しく、かつわかりやすく答弁ください。

○秘書政策室長（島田誠也君）　お答えします。

町はこれまで、事前調査、基本方針の策定、アンケート調査や関係団体意見聴取によるニーズ調査を行い、町が導入したい施設機能として、全天候型スポーツ施設、屋内複合施設、公園広場を新たに整備する計画としています。

全天候型スポーツ施設は、スポーツセンターや町民グラウンドなどの既存施設にない機能を持たせて、天候に左右されないスポーツ活動の環境を整備するものです。屋内複合施設は、子どもたちが自由にのびのびと遊べて、学習ができる居場所づくりと、子育て世代を応援できる環境を整備するものです。公園広場については、ウオーキングやランニングコースなどを併せて整備する計画です。

このほかに、交流人口の創出に向けた民間企業による賑わい創出のための施設を併せて計画しています。また、新たな施設整備と併せて、スポーツセンターや町民グラウンドなど、既存施設の見直しを行うことで、利用しやすい環境の向上を図ることとしております。

○11番（福永　啓君）　次に、キッズドリーム運動公園プロジェクトについての初期投資費用について、公園本体と周辺整備に係る費用も含めて、詳しく、かつわかりやすく答弁ください。

○秘書政策室長（島田誠也君）　具体的に施設整備の詳細や規模、候補地が決定した情況にはないことから、あくまでも町が導入したい施設機能の整備について、目安となる規模を想定した上で、施設については、国税庁の資料の数値、また用地取得・造成については、町内における実績値を用いて試算をしております。全天候型スポーツ施設や屋内複合施設の整備費、用地費、造成費を合わせて、合計約57億8,000万円となっております。しかし、公園広場の整備費や周辺インフラ整備などの費用については、現時点で試算しておりませ

ん。

○11番（福永　啓君）　今、公園広場の整備費やインフラ整備などには現時点で計算していないというふうに答弁がありましたが、ちなみに参考までに、恐竜公園の整備費用とコストコ周辺のインフラ整備費用、これは幾らぐらいかかったんでしょうか。

○秘書政策室長（島田誠也君）　お答えします。

御船町ふれあい広場、恐竜公園ですが、整備費用は、約７億1,000万円程度、御船インター周辺のインフラ整備につきましては、約11億9,000万円程度と確認をしております。

○11番（福永　啓君）　そうしますと、合わせると約20億円ですね。キッズドリーム運動公園プロジェクトの初期投資額の試算58億円に加えて、そのあたりも加味して考える必要性もありそうですね。

続きましてはですね、これが大事なんですが、供用開始後に経常的に係る運営経費、これについてはどれほどの額を想定しているのか。詳しく、かつわかりやすく答弁ください。

○秘書政策室長（島田誠也君）　こちらにつきましても、具体的に施設の整備の詳細や運営形態等が現時点では決定しておりませんので、あくまでも町が導入したい施設機能の整備について、目安となる規模を想定した上で、類似施設の運営経費の単価を基に試算をしております。維持管理に係る費用につきましては、全天候型スポーツ施設、屋内複合施設、公園広場を合わせて約年間１億3,800万円程度と試算をしております。

○11番（福永　啓君）　ランニングコストが１億3,800万円ですか。これはやっぱり相当巨額なランニングコストになっていますね。以前の一般質問でも申し上げましたが、初期投資額につきましては、この町という地方公共団体は知恵を使えば何とか巨額であったとしても工面はできます。重要な部分はですね、ランニングコストだと思います。そのランニングコストをどう抑えるか。そしてそのランニングコストが施設整備により町が享受する波及効果と釣り合うか、それが課題だと思いますが、そのあたりの試算はどうなっていますか。

○秘書政策室長（島田誠也君）　従来の公共施設は公設公営が主流でしたが、近年は民間の活力やノウハウを活かした整備、運営、維持管理を官民連携の取組での事例が増えています。今回のプロジェクトでは、ＰＰＰ／ＰＦＩなどの官民連携の手法を検討し、財政負担の軽減や町民サービスの向上につながる仕組みづくりを進めたいと考えております。

町への経済波及効果につきましては、これから民間提案事業も含めて、詳細協議を進め

ながら検証していく必要があると考えております。

○11番（福永　啓君）　詳しくはこれからということなんでしょうが、先ほども申し上げましたとおりですね、町という地方公共団体は知恵を使えば、たとえ巨額であったとしてもですね、初期投資は工面することができるんですよ。しかし、その高額な初期投資が高額なランニングコストにつながることも十分想定しなければなりません。重要な部分はランニングコストです。

まず、その前提として、このランニングコストをどう抑えるか。これはとても重要です。しかしですね、一方で、ランニングコストを抑えることのみに集中してしまっても、それはそれで偏った不十分な検討だと思います。ランニングコストを抑えるのみではなくて、ランニングコストを御船町における総合的な波及効果にどうつなげていくのか、波及効果を考え合わせたときにどの程度のランニングコストが適切なのかといった観点からの検討が、併せて必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○秘書政策室長（島田誠也君）　議員おっしゃるとおり、本プロジェクトにおける御船町への波及効果の歳出と併せて必要なランニングコストについて、検証していく必要があると考えております。

○11番（福永　啓君）　それについては、今後注視していきたいと思います。

キッズドリーム運動公園プロジェクト、これは施設整備である初期投資額、そしてランニングコストを含めるとですね、これはまさに町にとって巨大プロジェクトそのものです。このような巨大プロジェクトを成功に導くためには、町民の理解と協力が必要不可欠です。つまりですね、必然的に協働の手法が必要不可欠となるわけです。しかし、これまでのプロセスを見る限りですね、まだまだ協働の手法が取り入れられているとはあまり感じることはできません。これですね、私個人の感想ではないと思いますよ。町民の方々からも、どこにどのようなものが計画されているのかよくわからない、という声も多々聞かれます。

また、先日のこども議会の質問でもありました。そのようなものを造るのであれば、私たちの意見を企画制作段階から取り入れてほしい、というような意見もありましたよね。また、本当にそのような巨大プロジェクトをこの町で行ってしまって大丈夫なんだろうか、というような不安な声も聞かれるんです。これですね、民間が行うディズニーランドやＵＳＪ、最近はやりのジャングリアとか、それとはやはり違うわけなんですね。町民皆様のお金で、町民皆様の思いを、そして子どもたちの夢をかなえる施設を、町が主体的に建設

するわけです。ですので、財政面はもちろんですが、冒頭申し上げましたとおり、どれだけ多くの町民の方々に、この施設は私たちの思いがかなって造られた施設だよねと思っていただけるかが重要な鍵となってくると考えます。

町長、財政面について、そして町民の思いをどのように反映し、町民の方々そして子どもたちの思いがかなう施設を目指していくのか、お聞かせください。

○町長（藤木正幸君）　お答えいたします。

本プロジェクトは熊本地震の経験から、災害時の避難救助活動等を支える防災拠点機能を備えた総合運動公園の整備を兼ねることで、御船町震災復興計画の重点プロジェクトに掲げたことがスタートとなっております。

また、復興の理念と将来像の取組で策定した第６期御船町総合計画の中で、初めてキッズドリーム運動公園という文言が出てまいりました。これは、子どもたちが夢を描くきっかけとなる場所、子どもたちの可能性を広げる場所となることを思って掲げたものであります。

本町はこれまで熊本地震からの単なる復旧・復興にとどまらず、創造的復興を掲げ、戦略的企業誘致に取り組み、経済の活性化と交流化を図るとともに、子育て支援の充実に取り組みながら、若い世代の人口増につなげてまいりました。

こうした好循環の流れをさらに加速させるとともに、町民の多様化するニーズや課題に対応しながら、持続可能な自治体運営を進めていくための重要施策として本プロジェクトを推進しているところです。

財政面については、官民連携による事業手法を取り入れながら、補助金やふるさと納税の活用も検討を行い、財政負担の軽減を図ってまいります。

町民の思いや子どもたちの思いを施設に反映していくことについては、計画段階において、アンケートやワークショップなどを通じて意見の集約を行うとともに、施設完成後も町民が様々な形でかかわることができる仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

このプロジェクトにより、子どもたちが夢を描くきっかけとなり、無限の可能性を広げることで、各世代の町民の皆様がこの町に住み続けたいと思っていただけるプロジェクトとなるよう、取り組んでまいります。

○11番（福永　啓君）　その思いを具現化するためにもですね、協働の手法をもって町民の皆

様と一緒に進んでいっていただきたいと思います。

さて次に、このキッズドリーム運動公園の重要なコンセプトの１つである防災機能についてお伺いします。この公園にはどのような防災機能を持たせるのか、これも詳しく、かつわかりやすく答弁ください。

○秘書政策室長（島田誠也君）　基本方針におきまして、熊本地震の経験とノウハウを活かして、災害時には町内全域を支える防災機能を有し、南海トラフ地震などの広域災害の際には、必要に応じて町外者も支えることができる広域防災拠点機能を有し、災害時における防災の拠点となる施設を目指していくこととしています。

具体的な防災機能についてはこれから議論を深めていくこととなりますが、フェーズフリーの防災拠点施設として整備に取り組んでいきたいと考えております。

○11番（福永　啓君）　防災機能を持たせることもそうなんですが、この公園を整備すること自体がですね自然災害における被害を拡大させることになってしまっては、これは元も子もありません。以前も申し上げましたが、内水被害対策、これはとても重要です。具体的にこの公園でどのような内水被害対策を考えているんでしょうか。

○秘書政策室長（島田誠也君）　お答えします。

具体的な事業計画については、今後、提案をいただいた事業者と詳細協議を行いながら造り上げていくこととなります。内水被害対策への対応が必要な候補地となった場合には、内水被害対策は町の重要な課題でありますので、具体的な対策を検討し、事業計画に反映していくことが必要であると考えております。

○11番（福永　啓君）　そこはわかりました。ちょっとですねキッズドリーム運動公園から切り離して考えたいと思います。一般的開発において、仮に水田を埋め立てるとした場合、そもそもその水田が保有していた調整池としての機能に加えて、開発により失われる保水力を加味して開発が行わなければならないと思います。ちなみに、先日の大雨のときもそうでしたが、たびたび道路の冠水に見舞われている御船町中心部において、内水被害を軽減するため、どの程度の調整池が必要と推測されているのでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

令和５年度に実施しました浸水シミュレーション結果に基づき策定しております雨水管理総合計画では、役場周辺の道路冠水及び水路溢水による内水被害を軽減ではなく、あくまでゼロ、ほぼゼロにするため、流末である矢形川周辺に約９万6,000立方メートルの調

整池と、そこまでの既設水路の改修、それから新設を行うこととしております。

また、概算費用としましては、約30億円が必要となる試算でございます。現在はシミュレーション結果を行ったときよりもさらに宅地開発が進んでおりますので、さらに対策の規模それから費用が増高するものと考えております。

○11番（福永　啓君）　そうなんですよ。今、課長が答弁されたとおり、町内中心部では宅地開発が急速に進んでいます。こちらの資料、これはタブレットに入っている資料１を御覧ください。この資料１、これはですね平成９年、河川改修から数年後の写真です。まだ水田が大変多く広がっていますよね。そしてそれから次、これが資料２、これが一昨年の航空写真です。この白い枠で囲んだ部分、これがですね平成９年当時は水田だった部分です。もう既に半分以上が宅地化、道路化されています。この地域は農振地域から外れているためにですね、今後この水田が、わずかに残っているこの水田でも、もう全てが消滅してしまうということも、これは想定しておかなければならないと思います。

では、この枠の地域、どのくらいあるかと申し上げますと、52ヘクタールに及びます。水田にはもともとですね１ヘクタール当たり1,000から1,500立方メートルといった水をためる調整池機能があるとされています。宅地開発は、この貴重な機能を失わせるためにですね、その分を上乗せした調整池を確保しなければなりません。ざっと計算しましたところ、この52ヘクタールの水田が全て開発された場合に必要となる調整池の機能は、およそ６万7,600から13万立方メートルに及びます。

先ほど課長が示された町の試算９万6,000という数字はですね、これは結構なもので、オリンピックプールに換算すれば38個分に当たるという、一見するととても膨大なものなんですが、今後の降水量の増加やさらなる開発を考えればですね、決して十分とまでは言えない数字なんですね。これはですね、キッズドリーム運動公園プロジェクトの有無にかかわらず、町として必須の内水対策だと考えます。その上でお伺いいたします。

仮に、運動公園をですね中心部のどこかに隣接したような地域に整備する場合は、公園自体の調整池機能だけではなく、今申し上げたような周辺地域の開発で必要となる大規模な調整池機能まで求められる可能性があるんですよ。このことはですね、候補地選定や事業計画を立てる上で、極めて重要なファクト、要素になると考えますが、その点は候補地選定の検討や事業計画に果たして盛り込まれているのでしょうか。

○秘書政策室長（島田誠也君）　お答えします。

候補地によっては、内水対策のみならず、様々な防災・減災対策が必要となる場合もありますので、候補地選定ではそのような部分も含めて検討を進めてまいりました。ただし先ほども答弁しましたように、具体的な事業計画はこれからになります。対策が必要な候補地となった場合には、今回の御指摘も踏まえて対応してまいります。

○11番（福永　啓君）　これもこれからということなんですが、いずれにしましてもですね、キッズドリーム運動公園整備の目的の１つが防災機能ですので、内水被害対策に手を抜くことはできません。今後もですね、これに対しては注視をしていきたいと思います。

続きまして、質問を変えます。廃棄物処理施設整備計画について質問します。上野地域に整備が計画されている廃棄物処理施設につきましては、これまでもたびたび私の一般質問やその他の質疑でも取り上げられてきました。議会でもですね、廃棄物処理施設整備に係る作業部会を作り、独自の研究を進めています。しかし、町民の方々にはなかなかその内容が伝わらず、計画についての理解も深まっているとは言えません。７月の説明会が開催されましたが、そこでもですね、様々な不安の声が多く聞かれ、町民の方々に少しでも情報が伝わるために、このようにあらゆる機会を通してですね、繰り返し丁寧な説明が必要であると考えます。

これについて、町長の答弁を求めます。

○町長（藤木正幸君）　２、廃棄物処理施設整備計画について、お答えをいたします。

御船町上野の廃棄物処理施設について、計画変更を検討することになった経緯や事業計画など、議会や説明会、町広報紙などで丁寧に説明を行ってまいりました。しかしながら、事業者の準備書の公表が近づく中で、事業の進め方や事業が環境に与える影響などについて、不安に思う声をいただいておりました。

このことから、本町主催の説明会を７月に開催し、改めて事業に関する経緯、事業計画の概要、新たな計画のメリット、御船町の方針について説明させていただいたところです。説明会でいただきました御意見や御質問への回答については、町広報紙やホームページに掲載し、広く周知を図り、不安を解消するための取組についても誠意をもって対応してまいります。

事業者の準備書の公表は11月以降とされましたが、引き続き事業者の環境アセスメント手続が適正に行われるよう注視するとともに、事業に関する正確な情報について、機会を捉えて町民の皆様にお伝えすることで、事業への理解がさらに深まるよう取り組んでまい

ります。

その他個別質問について、担当課長から答弁させます。

○11番（福永　啓君）　さて、この議論を整理するために、改めて、計画変更検討の経緯からお伺いします。７月の説明会でもですね、広域連合の議事録が引用されて、当時の連合長の発言である、何か秘密裏という言葉が引用されましてですね、当時の連合長及び県及びその他首長の間で、何か計画をですね秘密裏に進めていたのではないかというような疑問が呈されていたんですね。そのあたりについて、ちょっとわかりやすく説明してもらえますか。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

令和３年３月に熊本県を通じまして５町の首長に民間事業者からの提案がなされ、令和３年10月に議会や住民の皆様に説明するまでの約６カ月間においては、首長によりまして、事業の有益性、実現性、課題など様々な確認や検討が行われてまいりました。これは、議会や住民の皆様に事業者の実績や事業計画が検討に値するかなどについて公表するためには必要なプロセスであったものと考えております。

議員御指摘のお亡くなりになられた荒木前連合長の御発言については、令和３年に５町が民間事業者から提案を受けた計画を公表した後の、翌年の令和４年２月22日に行われました上益城広域連合議会定例会における発言であります。

この定例会の議事録は一般に公表されている資料でありまして、当方においても確認をしております。確かに前連合長は民間事業者の計画を公表した経緯について、極秘という言葉を用いて答弁をされておりますけれども、議事録の原文では、「この件が極秘に進めましたのは、早く公表するとできることもできないということでございまして、この上益城５町の町長でいろんな対応をして、この時点で発表していいだろうというようなことで発表させていただいたという経緯もございます」というふうに発言をされています。

このように、極秘という発言の前後の文脈を踏まえますと、これまでに本町議会において繰り返し説明しておりますとおり、令和３年３月に民間事業者から提案を受けた後、５町首長において事業の実現性、安全性などを確認する必要があった。また議会や住民の方々に説明する準備をしていたという内容と一致するものでございます。

○11番（福永　啓君）　はい、わかりました。次にですね、計画変更の理由についてなんですが、町執行部は一貫して、なぜこの計画を変更・検討するのか、という理由について、以

前の計画に比べて財政面のみならず、環境面においてもより有利な計画であると判断したからと答えています。

まず、財政面について、以前の計画に比べてどのように有利なのか、御説明ください。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

新たな計画では、５町が予定しておりました施設整備に係る費用156億円のうち、国交付金や地方債の交付税措置を除いた１町当たり約14億円が不要となることから、財政的なメリットは明らかであります。また、施設整備に係る費用は、平成27年頃に試算されたものでありまして、現在の物価傾向を踏まえますと、さらに財政的なメリットは大きいものと考えております。

さらには金額は確定してはおりませんけれども、用地の貸付収入、それから固定資産税等の収入が見込まれることとなります。一部には、新たな計画における民間事業者への出資金を考慮して、財政面の比較を行うべきだという御指摘もあるようですけれども、出資の割合や出資金額は決まっておりませんけれども、出資は事業資金の提供を目的に行うものではありませんので、あくまで経営状況などを確認する権利を得ることを目的に検討を現在進めております。

このことから、財政負担の施策に影響を与える額とはなりません。

○11番（福永　啓君）　財政面につきましてはですね、いずれにせよ有利だということは、どのような立場からも明らかではあるとは思います。

さて、次は環境面です。以前の計画に比べて有利とする根拠を、詳しくかつわかりやすく説明してください。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

新たな計画では、最終処分場が整備されませんので、埋立てや処理水放流による懸念や影響がございません。これは従前の計画に比べ、確実に地元の環境への不安軽減につながります。また、新たな計画では、従来計画と比べ取り扱う廃棄物の量というものについては増加をいたしますけれども、従来計画より厳しい排出基準が適用されますので、環境への影響は軽減されます。

本事業の実施に伴い、どのような環境影響が予測され、どのような対策が講じられるかにつきましては、現在、事業者により環境アセスメントが行われておりまして、今後、事業者から準備書が公表され、説明がなされます。本町も、住民の皆様同様これから説明を

受ける立場でございます。

○11番（福永　啓君）　環境面については、アセス待ちみたいな部分も多々あるかなとは思いますが、やはり住民の懸念はこの部分なんでしょう。その環境面ですが、執行部は一貫して環境アセスの結果を考慮して、環境に重大な影響を及ぼすことがないと５町が判断した場合、正式に計画の変更に着手すると説明しています。

ここで幾つかわからないことが出てくるんですが。５町には５人の首長とそれぞれ議会もありますね。たとえ、今の首長の意見は一致していたとしても、首長も議会も、これは選挙で選ばれるわけですので、実際、この計画案が検討され始めた後も、過半数の首長は交代しているんですね。当然、５町の間で、将来的に意見が異なったりとか、議会の間で意見が異なったりとかなることも想定しなければなりません。

まずお聞きしたいのが、これは住民説明会でも質問があったんですが、５町で協議というのは、これは何なのですかね。仮に５町間で意見の相違が生まれたときはどうするんでしょうか。何か共同体があるんでしょうか。それともどのようにして意思決定を図るんでしょうか。５町で組織している特別地方公共団体である上益城広域連合で機関決定するんですか。そのあたりをどのように整理されているのか、わかりやすくお伝えください。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和４年３月に５町と民間事業者が締結しました基本協定では、環境アセスメントの結果、５町が本事業の計画を適切と判断した場合、改めて環境保全協定等を締結すると明記をされています。当然、各協定を締結する前に、５町が事業者の評価書を見て、事業計画の適否を判断することとなります。しかしながら、どのような場で、どのように意思決定をするかにつきましては、上益城広域連合が調整します５町の事務レベル会議において、まさに今検討している最中でありますので、現時点においては決まっておりません。

また、今後、環境アセスメントの実施に向けた基本協定自体に異なる意見を言われる首長が出てこられた場合どうするかという点につきましては、５町の総意で検討が始まった事業でございますので、事業計画を適切と判断する場合においては、結果としましては５町の総意になることが基本であるというふうに考えております。

現段階においても、５町の意思というものについては変わっておりませんので、１つの町が枠組みから離脱するとか、もしそうなったらどうなるかなどといった仮定の話への答

弁は差し控えさせていただきます。

○11番（福永　啓君）　環境アセスメントの準備書の公表時期は遅れていますが、５町の判断までの時期というのは、これは極めて限られていますね。７月の住民説明会でも指摘されたように、５町の合意や協定について、内容だけではなくてですね、どの組織がどのような立場で協議し、協定を締結するのか、これがまだ協議中ということで、明確ではありません。

このですね、廃棄物処理施設に関する協定を、従来的にですね、各首長の権限による一般的な協定、今までにいっぱい結んでいますよね。そのような協定と同じで、果たしていいのでしょうか、と思ってしまうんです。たとえですね、具体的な法的義務や財政負担を伴わない協定であったとしてもですね、５町が共同で判断するという、これは重みがあるわけなんですよね。今度の協定はそこが違うんですね。その場合、地方自治法に基づく広域連合の機関で、合意内容を機関決定した後にですね協定を締結する、そうすればですね、将来を見据えたより良い選択肢になるんじゃないでしょうか。

なぜかといえば、機関決定、機関決定を経れば、たとえですね一般的な協定でも、その決定は構成自治体に法的な拘束力を持ち得ます。またですね、仮にその協定ですねが将来的に変更もしなければならないというような事情が生じた場合でも、機関決定をした組織の中で、同じ決定ですから、ですからここで対応できるわけですから、これはよりスムーズに対応できるんですね。

一方ですね、これまでのように単なる首長同士の合意でしたら、これ代替わりした首長や議会の理解というものが継続される保証は全くありません。これは当たり前のことなんですよね、選挙で決まるわけですから。将来的にですね、何らか決定に変更が生じたりとか、何か立場が変わったりとかしたときには、また新たにですね、各町の議会とか町民の合意を取った上で、そしてまた新たに町長同士で、首長同士で合意を図らなければならないというですね、大変面倒な手続が生じる可能性もあり、そのことによってですね、もう既にその頃には何か、何らかの形でごみ処理が行われているでしょう。その事業自体に停滞を招くおそれすらあると思うんですね。これね、住民の生活に密着して将来に長くかかわる重要な事業だからこそ、将来に禍根を残さないよう、たとえ単なるですね首長間の合意ではなく、何かの公的手続を経た機関による機関決定、これというのが有効、ベターだと思いますが、そのあたりいかがお考えですか。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

環境アセスメントの結果を踏まえまして事業計画を判断するこのプロセスにつきましては、その後の協定締結に直結しますことから、透明性や妥当性のみならず、当然責任が生じると考えております。繰り返しになりますけれども、意思決定のあり方については、現在５町で検討している最中でございますので、議員からの御意見を踏まえまして、各町と検討をいたします。

○11番（福永　啓君）　いつまでですかということは、今は申し上げません。ただ、本当にですね時間がないので、早急にですね、どのような形で、どう決定していくのか、これはですね、どれがベストなのかという方法を検討していただきたいと思います。

さてですね、ＮＩＭＢＹ、ニンビーという言葉を御存じでしょうか。これはですね、Not In My Back Yardの頭文字を取った略語です。つまり、Not In My Back Yardですね。私の裏庭はいやよ。社会全体にとっては必要な施設であったとしても、それが自分の生活圏に影響を及ぼす可能性がある場合には、これは反対する、というような状況です。このＮＩＭＢＹは、英語の頭文字を取ったものですが、なぜ英語か、それはですね、これは世界中どの地域でも起こる、起こるべくして起こる情況だからです。このＮＩＭＢＹというものは、これは言っておかなければならないのは、決してわがままでも地域エゴでもありません。人間として極めて自然な反応です。そのことを理解し、その感情をですね変えようとするのではなく、その感情を持ったままですね、どうにか共存できる道を探ることが必要だと思います。

では、実際どう対応すればよいのか。ここが一番難しい部分ですね。町長、どうすればいいと思いますか。

○町長（藤木正幸君）　お答えを申し上げます。

町政を預かる者として、この問題の解決には透明性のある情報開示、住民の皆様への丁寧な説明と合意形成、施設の必要性や影響についての住民理解、そして長期的な視点での地域貢献が重要であると私自身考えております。情報開示で住民の不安を解消し、対話を通じて相互の理解を深め、施設の建設を地域に根ざした建設的な取組として、社会全体の利益と地域住民の生活の調和が図れるよう、これからも取り組んでまいりたいと思います。

○11番（福永　啓君）　やはり廃棄物処理施設整備の変更を検討するに当たって、反対の声を上げていらっしゃる皆様もいらっしゃいます。しかし、その方々の思いがわかるだけに、

これは大変難しい問題だと思うんですね。私、先日ですね、福岡大学に出向き田中綾子先生にお話をお伺いしてきました。そこでですね、町がこれまで一貫して説明している計画変更の理由を御説明しました。以前の計画に比べて、財政面のみならず環境面においてもより有利な計画であると判断したから、と説明したんですね。財政面につきましてはですね、これは田中先生は、「それはそうですよね」とおっしゃいました。しかしですね、そもそも計画されていた最終処分場はし尿処理を造らずということで、環境面に有利みたいな話をしたときにおっしゃったのが、「えっ、それって環境面で有利って言えるんでしょうか」という言葉ですね。ちょっとドキッとさせられました。どういう意味かと聞いてみますと、「それって、仮に最終処分場やし尿処理場を造らないにしても、そこで処分されるはずのものがなくなるというわけじゃないですよね。いつかどこかで誰かが処分しなければならないわけです。それは産廃も同じです。その廃棄物をどこに持っていったから、どこで処分したから環境によいとか悪いとか、環境というのはそういう問題では基本的にないんです。リサイクルやごみの減量、これも大事なんですけど、それには限界があり、決してゼロにはできません。必ず、中間処理や最終処分場が必要な廃棄物は生じます。大事なことは、処分場の適切な管理・運営のもと、適切な処理が確実に行われることじゃないんでしょうか」まあ、本当に。まさに正論でしたよね。

田中先生は、福岡大学工学部に所属する教授で、廃棄物処理に関する研究で知られています。特に最終処分場の問題や国連などの依頼で、開発途上国における廃棄物処分場の改良などにも携わっておられ、日本廃棄物資源循環学会の理事や九州支部長なども務めていらっしゃって、学会活動も活発に行っていらっしゃいます。そしてですね、環境大臣表彰も受賞されており、廃棄物研究における第一人者として評価されている方の意見なんですね。

どうしても御船町が中山間部がと視野を狭く考えてしまいがちな私に、環境という本来の視点を再確認させていただき、大変ありがたいお話でした。こうして、これね、先ほど申し上げましたＮＩＭＢＹ問題の解決の糸口になるかもしれないと思うんですが、町長、どう思いますか。

○町長（藤木正幸君）　私自身、御船町の町長であります。第一に御船町民のことを考えて、御船町にとってより良い計画となるよう、この廃棄物処理問題に取り組んでおります。廃棄物の処理は、広域的な問題であって、上益城５町の一般廃棄物や県内外の産業廃棄物の

中間処理を本町で行うのであれば、最終処分場は他の地域で受け入れていただきたいという思いがあります。

確かに、この問題を環境問題全般として捉えた場合、田中教授や議員が言われるような視点になるかもしれませんが、最終処分場については、これが私の思いの全てであります。しかしながら、現在不安や懸念の声を上げておられる方々にとっては、産業廃棄物処理施設こそがその対象であります。

議員おっしゃられたように、施設が適切に管理・運営されることや廃棄物が適切に処理されることと併せて、環境問題に対し、施設建設がもたらす社会的な役割や意義について、しっかり伝わるように今後取り組んでまいりたいと思います。

○11番（福永　啓君）　田中先生にはですね、同じように、仮に最終処分場と中間処理施設、これはどちらが適正な管理がしやすいでしょうかといったこともお聞きしています。それも田中先生の御見解によると、それは明らかに中間処理施設だということでした。中間処理施設はあくまで装置だということですね。ですので、適切な管理・運営が行われていれば、そこに入れるものが決まっていたりとかですね、そこから出てくるものをコントロールすることは可能ですということです。しかし、やはり最終処分場のほうはですね、そのコントロールがなかなか難しいというのが専門家の御意見でした。

町長の思いも十分に理解できます。私もですね、御船町の議員ですから、御船町、そして中山間部といった限定された地域のことを思って、この廃棄物問題に当たっています。しかしですね、そこにこだわりすぎて、そのことによってついつい視野が狭くなってしまうと、これは御船町のためだね、地域のためだねと思ってやっていることが、逆に御船町や地域将来に禍根を残すことにつながる可能性があるんじゃないかと。これもですね、そういうふうに自問自答することに、今回の田中先生を訪れてですね、そういう観点が芽生えてまいりました。御船町のことを第一に考えながらもですね、環境問題の本質だけは忘れないようにしなければならないと、今、自分自身に言い聞かせているところです。

さてですね、最後のフレーズなんですけど、その環境問題に近年新たな問題が浮上しました。有機フッ素化合物ＰＦＡＳの問題です。ＰＦＡＳは、近年、健康や環境に与える影響が広く問題視され、７月の説明会でも不安の声が多く出ました。議会に対して要望書も出ていますね。このＰＦＡＳに関しましては、環境アセスによる調査項目に含まれていますか。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

廃棄物処理施設の環境アセスメントにおける環境影響評価項目として、水質や地下水などの水環境が選定され、物質の環境基準や排出基準によりまして調査、予測、評価がなされます。その中で、ＰＦＡＳは現時点では環境基準や排出基準というものがございませんので、調査対象物質には含まれておりません。

また、今回の事業においては、方法書に水の汚れや有害物質、地下水の水質については、敷地外へ排水を行わないクローズドシステムにより影響はないため、環境影響評価項目としては選定せず、調査のみを行うこととされております。

○11番（福永　啓君）　そうなんですよね。来年度から水道の基準には暫定値が設定されますが、まだ排出基準がありません。つまりですね、先ほど田中先生がおっしゃったように、適切な管理・運営のもと、適切な処理を確実に行おうとしても、そもそも日本には、その管理される基準がないんですね。

一方で、海外を中心にＰＦＡＳに対する懸念は広がっています。先日、イタリアで起きたＰＦＡＳによる地下水などの汚染を巡っては、三菱商事の元関連会社で、取締役などを務めていた日本人３人を含むですね11人に拘禁刑３年８カ月から17年６カ月の有罪判決まで言い渡されています。さらにですね、アメリカではですねＰＦＡＳによる環境汚染を巡る損害賠償訴訟が相次いでいます。特に、飲料水の汚染が問題視されており、化学メーカーなどが、もう兆単位ですよ、の巨額な和解金を支払う例が確認されています。このＰＦＡＳの問題は廃棄物処理に特化した問題では決してありません。

本町の廃棄物処理計画においてですね、ＰＦＡＳの影響については慎重に対応すべき重要な課題であると考えますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（鶴野修一君）　お答えいたします。

本事業における有機フッ素化合物、ＰＦＡＳ、特にそのうちＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが含有する廃棄物の取扱い方針を確認し、取り扱う計画なのであれば、国が示す処理に関する技術的留意事項の要件を満たし、適切な焼却、分解処理が可能である施設であるか、確認する必要があると考えております。

また、町の方針として、事業者からの報告のみを盲信せず、地域の懸念の払拭をするため、施設の供用開始後も透明性のあるモニタリング体制を確立しまして、そういったことを実行していくことが重要であると考えております。

本町の廃棄物処理施設、計画が予定されております施設におけるＰＦＡＳの問題については、７月に行われました住民説明会においても、ＪＡＳＭからの廃棄物と関連づけて話がされておりました。説明会でもお答えをしておりますが、現時点において、本町の施設にＪＡＳＭからの廃棄物が持ち込まれるかは現在わかっておりませんけれども、ＪＡＳＭで使用されるＰＦＡＳ類、３物質がありますが、これが産廃に含まれる可能性があるものはですね、これらを処理できる外部の業者へ現在処理が委託をされております。

また、ＪＡＳＭで使用されるこの３物質につきましては、国内で製造が原則禁止されておるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡとは異なるものであると、熊本県に確認を取っております。現時点では、全国にＰＦＡＳを焼却処理したことによりまして周辺に汚染が広がったという事例は確認されておりませんけれども、いまだわからない部分の多い物質であることからこそ、不安が広まっていることはですね、これは事実でございます。

今後、本町としてはＰＦＡＳに関する正確な情報を発信しまして、住民の皆様に正しく恐れていただくこと。また、必要な監視体制を構築することで、住民の皆様の不安を払拭できるよう取り組んでまいります。

○11番（福永　啓君）　先ほども少し申し上げましたが、この件につきましてはですね、議会としましても、町及び事業者に対して質問書を出すことにしております。勉強会の開催などもですね要望していきます。ＰＦＡＳに関しましては、毒性がどれくらいというのはわからないかもしれませんが、やはりですね、海外においては兆単位のそういう賠償が実際に命令されているわけなんですね。としますと、何らかの健康被害、何らかのそういうものがあるというのは一定程度医学調査でですね、もう明らかになりつつある物質だというふうには、私は考えております。

ですのでですね、過去にあった石綿、石綿だって昔いっぱい使われていましたよね。だけど、健康被害が確認されてからは禁止になった。私が小さいとき、若いとき、チクロという甘味物質があったんですよ。覚えています。そんなのを、チクロはいっぱい食っていましたよ。しかし、ある日から発がん性があるということで、禁止されました。そこにダイオキシンもそうですね。ＰＣＢもそうです。いっぱい使っていたものが使えなくなった。ＰＦＡＳに関しましても恐らくその端境期といいますか、そういう時期なんじゃないかなと想像いたします。

そういうことも考えましてですね、これに関しましては決して、この焼却場に関するの

みの問題ではありません。ありませんが、焼却場の建設に影響を及ぼさないように、きちっと管理監視、そして勉強していただきたいと思います。

これをもちまして、一般質問を終わります。